# 16. 「組物の意匠」の場合

令和元年の意匠法改正により、物品に加えて、新たに意匠法の保護対象となった建築物や画像についても、組物の意匠に含めることができるようになりました。加えて、物品等の部分について意匠登録を受けようとする場合も、組物の意匠として意匠登録を受けることができるようになりました。

よって、同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像が、組物全体として統一があるときは、二以上の物品、建築物又は画像を、「組物の意匠」として出願することができます。

また、二以上の物品、建築物又は画像の部分について意匠登録を受けようとする場合についても、構成する物品、建築物又は画像の意匠登録を受けようとする部分の全てに統一があるときは、「組物の意匠」として出願することができます。



※説明のため、願書の記載及びその他の図は省略した。

## 16.1 願書の記載の留意点

【意匠に係る物品】の欄には、意匠法施行規則別表(参考1)に掲げられた記載の何れかをそのまま記載します。

【意匠に係る物品の説明】、【意匠の説明】の記載は、通常の意匠登録出願と同様です。 複数の建築物を組み合わせた建築物の場合、及び、建築物と物品又は画像(物品と画像 のいずれも含む場合を含む)を組み合わせた組物の意匠の場合は、【意匠に係る物品】の欄に 「一組の建築物」と記載します。物品と画像を組み合わせた組物の意匠の場合は、【意匠に係る 物品】の欄に、別表のうち、物品に応じた組物を記載します。複数の画像を組み合わせた組物の 意匠については、【意匠に係る物品】の欄に「一組の画像セット」と記載します(参考2)。

(参考1) 意匠法施行規則 別表(第八条関係)

_	一組の食品セット	二十三	一組の運動競技用品セット	
	一組の嗜好品セット	二十四	一組の楽器セット	
Ξ	一組の衣服セット	二十五	一組の教習具セット	
四	一組の身の回り品セット	二十六	一組の事務用品セット	
五	一組の美容用具セット	二十七	一組の販売用品セット	
六	一組の繊維製品セット	二十八	一組の運搬機器セット	
t	一組の室内装飾品セット	二十九	一組の運輸機器セット	
八	一組の清掃用具セット	三十	一組の電気・電子機器セット	
九	一組の洗濯用具セット	≣+-	一組の電子情報処理機器セット	
+	一組の保健衛生用品セット	三十二	一組の測定機器セット	
+-	一組の飲食用容器セット	三十三	一組の光学機器セット	
十二	一組の調理器具セット	三十四	一組の事務用機器セット	
十三	一組の飲食用具セット	三十五	一組の販売用機器セット	
十四	一組の慶弔用品セット	三十六	一組の保安機器セット	
十五	一組の照明機器セット	三十七	一組の医療用機器セット	
十六	一組の空調機器セット	三十八	一組の利器、工具セット	
十七	一組の厨房設備用品セット	三十九	一組の産業用機械器具セット	
十八	一組の衛生設備用品セット	四十	一組の土木建築用品セット	
十九	一組の整理用品セット	四十一	一組の基礎製品セット	
二十	一組の家具セット	四十二	一組の建築物	
=+-	一組のペット用品セット	四十三	一組の画像セット	
=+=	一組の遊戯娯楽用品セット			
/ <del>**</del> +/				

# 備考

一 建築物を含む組物の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「意匠に係る物品」の欄には「一組の建築物」と記載する。

二 物品及び画像からなる組物の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「意匠に係る物品」の欄には当該物品が属する組物の意匠を記載する。

#### (参考2)【意匠に係る物品】の欄に記入する組物の意匠の選択方法

	物品	建築物	画像
物品	一組の○○セット (主たる物品を優先して別表第二から選択)		
建築物	一組の建築物 (建築物を優先)	一組の建築物	
画像	一組の○○セット (物品を優先して別表第二から選択)	一組の建築物 (建築物を優先)	一組の画像セット

# 16.2 図面等の記載の留意点

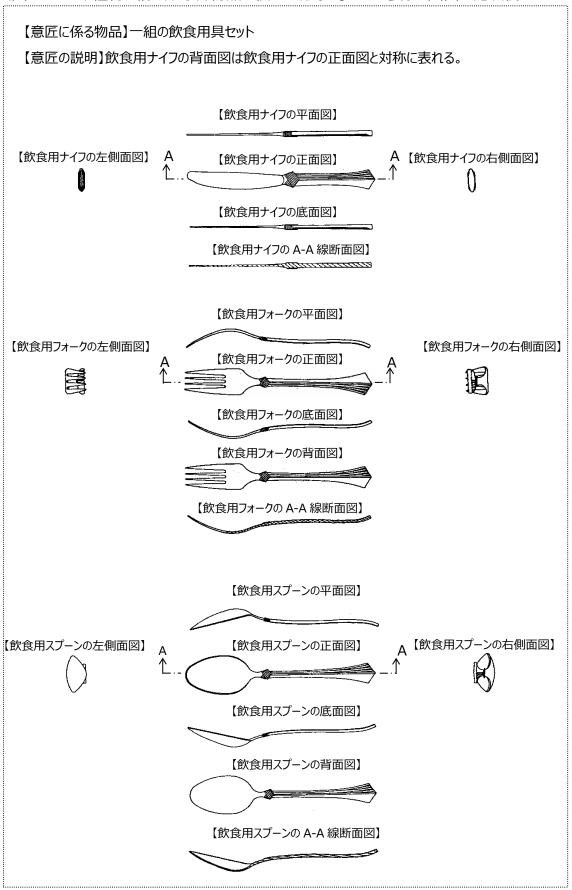
## (1) 図面等の記載方法

- ①組物を構成する各物品等の個々の形状等を表せば、組物の意匠を十分表すことができる場合は、組物を構成する各物品等について、それぞれ6面図等を記載します。
- ②「組物の意匠」が各物品等を組み合わせた状態で統一感を有する場合は、組物を構成する各物品等について、それぞれ6面図等を記載するとともに、全構成物品等が組み合わせた状態の形状等について、十分表現されるよう必要な図を記載します。

## (2) 図の表示

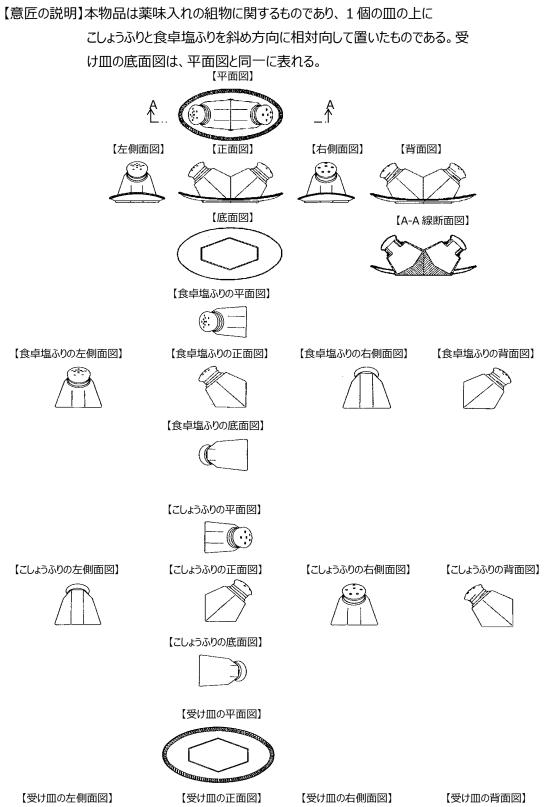
- ①個々の構成物品等を表す図についての図の表示は、図示する構成物品の名称又は建築物若しくは画像の用途(第1章 1.1(1)「意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途」を参照)を付けた図の表示(【〇〇の正面図】【〇〇の背面図】等)を記載します。
- ②構成物品等の意匠に係る物品等が同一の場合は、例えば【いす1の正面図】【いす2 の正面図】等、図の表示が重複しないように記載します。
- ③組み合わせた状態で統一感を有する場合の図の表示は、組み合わせた状態の「一組の6面図」を【正面図】、【背面図】等と記載し、各構成物品等については、【〇〇の正面図】等と記載します。

〔図 3.16-1〕組物を構成する各物品の個々の形状等のみを表した図面の記載例



# 〔図 3.16-2〕組み合わせた状態の形状等も表す必要がある場合の図面の記載例

【意匠に係る物品】一組の飲食用容器セット





【受け皿の右側面図

「受り皿の育園図」